

第一薬科大学 学則

認可 昭和35年 1月20日
施行 昭和35年 4月 1日

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする。

(教育方針の策定)

第1条の2 本学は、入学者選抜及び教育課程の編成について、次に掲げる3つのポリシーに基づき行う。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

2 前項のポリシーは、本学の教育の基本方針として、学則に基づき別に定め、公表するものとする。

第 2 章 学部及び学科

(学部、学科)

第2条 本学に薬学部及び看護学部を置く。

- 2 薬学部薬学科及び漢方薬学科並びに薬科学科を置く。
- 3 看護学部看護学科を置く。

(教育目標及び研究目標)

第3条 第1条に定める目的及び使命の実現のための教育目標及び研究目標を次のとおりとする。

- (1) 薬学部の学科ごとの教育目標は、次に掲げるとおりとする。

薬学科

- ①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成
- ②実践的能力を持つ薬剤師の養成
- ③創造的な薬剤師の養成
- ④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師の育成

漢方薬学科

- ①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成
- ②実践的能力を持つ薬剤師の養成
- ③創造的な薬剤師の養成

- ④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成

薬科学科

- ① 薬学の知見を活かし、データサイエンス及び医療ビジネスの領域において高度な専門的能力を発揮できる人材の養成
- ② 自己研鑽に努め向上意欲の高い人材の養成
- ③ 薬学・医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた人材の養成

(2) 看護学部 of 教育目標は、次に掲げるとおりとする。

看護学科

- ①リーダーシップと「惻隠の情」を持つ専門職業人の養成
- ②根拠に基づいて基礎的な看護を実践する能力
- ③多様な看護の場で多職種や地域と連携・協働する能力
- ④薬剤による治療や予防を看護の視点で捉える強化された能力

2 本学 of 研究目標は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個性と創造性のある研究 of 推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、医療および薬学分野における高度な専門知識・技術・技能 of 発展に貢献する。

(2) 基礎から応用に至るまでの研究推進

多様な社会からの要請に基づく医療および薬学分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉 of 増進に貢献する。

(3) 地域社会や国際交流を視野においた研究 of 推進

地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外 of 医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、医療および薬学 of 進展に貢献する。

(収容定員)

第4条 本学 of 入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	113	678
	漢方薬学科	40	240
	薬科学科	30	120
看護学部	看護学科	80	320

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限および在学年限)

第5条 本学 of 修業年限は、薬学部薬学科及び漢方薬学科は6年、薬学部薬科学科は4年、看護学部は4年とする。

2 学生は、修業年限 of 2倍を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。ただし、学長が教育上必要と認める場合は、この期間を変更することができる。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 授業を行わない日は原則として次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

学園創立者記念日（10月20日）

2 次の期間は授業を休止する。（特に示す期間を除く）

春季休業 2月中旬から3月31日まで

夏季休業 8月中旬から9月15日まで

冬季休業 12月下旬から翌年1月中旬まで

3 前2項の規定にかかわらず必要に応じて臨時に授業を休止し、または行うことがある。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目)

第9条 薬学部の授業科目は、専門教育科目、教養科目に区分し、専門教育・教養科目はそれぞれ必修科目、選択科目、自由科目に分ける。

2 看護学部の授業科目は、教養・基礎分野、専門支持分野、基礎看護学分野、専門実践分野、看護統合分野、及び保健師教育科目、助産師教育科目に分ける。

(授業科目の種類、単位数)

第10条 薬学部における授業科目の種類および単位数は別表第1-1のとおりとする。

2 看護学部における授業科目の種類および単位数は別表第1-2のとおりとする。

3 薬学部薬科学科に教職課程を置く。教職課程の授業科目の種類および単位数は別表第1-1のとおりとする。

第5章 履修方法及び単位算定基準

(履修方法)

第11条 修業年限の間に、授業科目を各年次に配当して履修させる。学生は、別に定める履修規程に従い修学しなければならない。

2 各学年で修得できる単位数の上限は別に定める。

(卒業要件単位数)

第12条 本学を卒業するためには、薬学部は別表第1-1に示す単位を、看護学部は別表第1-2に示す単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第13条 学生は、受講する科目の履修登録を行わなくてはならない。

2 学生は指示された場合には、選択科目の履修希望を届出なければならない。

(授業科目の再履修の不認)

第14条 既に単位を取得した授業科目については再履修を認めない。

(単位の算定)

第15条 本学の授業科目の単位の算定は以下を基準とする。

- (1) 講義及び演習については、授業時間に加え、予習および復習時間を含む合計45時間の総学修時間1単位とする。ただし、授業時間は、おおむね15時間を基準とし、予習および復習時間で補完するものとする。
 - (2) 実験、実習および実技については、30時間以上の授業時間に加え、予習および復習時間を含む合計45時間の総学修時間をもって1単位とする。
 - (3) 詳細な授業時間および予習・復習時間の配分については、シラバスに定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、学外実習等については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第15条の2 1年間に授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(遠隔授業の実施)

- 第15条の3 本学の授業は、対面授業を原則とするが、情報通信技術を活用した遠隔授業（以下「遠隔授業」という。）を実施することができる。
- 2 遠隔授業により修得する単位数は、卒業要件として認められる単位のうち、60単位を超えないものとする。
 - 3 遠隔授業の詳細な運用については、履修規程に定める。

第6章 科目修了の認定

(認定)

- 第16条 各科目修了の認定は、筆記または口述による試験およびその他適当な方法による。ただし、実験、演習および体育実技等については平常の成績により認定することができる。
- 2 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他納入金を納付しない者は、全科目につき、単位認定手続きをとらない。
 - 3 大学又は短期大学を卒業した者、あるいは中途退学した者で、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるものに限り、当該単位を本学において修得したものとして認定することができる。
ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
 - 4 前項による単位の認定は、合計単位数が30単位を越えない範囲で行うものとする。
 - 5 他大学又は短期大学における授業科目の履修等について、教育上有益と認められるときは当該大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
 - 6 前項の規定により修得した授業科目の単位は、30単位を越えない範囲で本学において履修したものとして認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし別に定める規程により単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第3項及び第5項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(認定の時期)

第18条 科目修了の認定は前期末あるいは後期末にこれを行うものとする。

(評語)

第19条 成績は秀、優、良、可、不可の評語をもってあらわし、不可は不合格とする。

2 可以上を合格とし、その合格科目には所定の単位を与える。

(追認定)

第20条 次の各号の1に該当する学生については追認定を行うことがある。(1) 成績不可のとき[再試験]

(2) 忌引き、病気等のやむを得ない理由により定期試験を受けなかったとき[追試験]

第7章 卒業、学士の学位及び免許

(卒業)

第21条 本学に通算して第5条に示す修業年限以上在学(以下「在学期間」という。)し、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者に対しては学位記を授与する。卒業の時期は3月若しくは9月とする。
なお、休学期間は在学期間に含めない。

(学位)

第22条 薬学部卒業生は、薬学科及び漢方薬学科については学士(薬学)、薬科学科については学士(薬科学)の学位を授与する。

2 看護学部の卒業生については学士(看護学)の学位を授与する。

(免許の種類)

第22条の2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

(1) 中学校教諭一種免許状(理科)

(2) 高等学校教諭一種免許状(理科)

(免許の取得)

第22条の3 教育職員免許状を取得しようとする者は、前第21条および第22条の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則の定めるところに従い、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に関する授業科目の履修方法及び手続きは、別に定める。

第 8 章 入学、再入学、編入学、転入学、休学、退学、復学及び転学・留学

(入学の時期)

第 2 3 条 入学の時期は学年始めとする。

(入学資格)

第 2 4 条 本学に入学できる者は、次の各号の 1 に該当する者でなければならない。

- 1 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- 2 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者、又は通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 3 学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）第百五十条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 その他 本学において、相当年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第 2 5 条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きにより願出なければならない。

- 2 入学者の選考方法は、別に定める。

(再入学)

第 2 6 条 本学の学生であった者が退学後 2 年以内に、再入学を願出した場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に再入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者については適用しない。

- 2 再入学の時期は、学年の始めとする。

(復 籍)

第 2 6 条の 2 第 4 6 条 3 項の規定により本学を除籍になった者が、除籍後 2 年以内に未納分の学納金を本学に収めた場合、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に復学（以下「復籍」という。）を許可することがある。

- 2 復籍の時期は、学年の始めとする。

(編 入 学)

第 2 7 条 次に掲げるものについては、学部欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業し学士の称号を有する者および学士の学位を有する者
- (2) 短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した者

- 2 編入学の時期は原則として学年始めとする。

(転入学)

第 2 8 条 他の大学に 1 年以上在学し、本学に転入学を希望する者があるときは、学部欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に転入学を許可することがある。

- 2 転入学の時期は原則として学年始めとする。

(入学、再入学、編入学、転入学を許可された者の手続)

第29条 入学、再入学、編入学、転入学を許可された者は、所定の時期までに、所定の納付金を納め、保証人連署の誓約書、入学資格に関する証明書等の書類を提出しなければならない。

(入学、再入学、編入学、転入学の取消)

第30条 入学、再入学、編入学、転入学を許可された者が正当な事由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休学)

第31条 病気またはその他特別の事由のため引続き2か月以上修学不能で休学を希望する者は、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 学長は教授会の意見を聴いて、休学を許可する。

3 入学年次については、原則として前期の休学を認めない。

(休学期間)

第32条 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の事情のあるに限り、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は通算して4年を超えてはならない。

3 休学の期間は在籍期間には算入する。

(復学)

第33条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は学年始め、もしくは期の始めとする。

(退学)

第34条 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

(転学・留学)

第35条 本学の学生が転学または留学を希望する場合、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければ、他の学校へ入学(転入学を含む)を出願することができない。

2 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第5条に定める修業年限に含めることができる。

4 外国の大学又は短期大学で修得した単位の認定については、第16条の規定を準用する。

(転学部・転学科)

第35条の2 本学の他学部または他学科への転学部・転学科を希望する者があるときは、転学を志願する学部・学科に欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が転学部・転学科を許可することがある。

2 前項に規定するもののほか、転学部・転学科に関して必要な事項は、別に定める。

第 9 章 検定料、入学金、学生納付金等及び試験料

(検定料)

第 36 条 入学、再入学、編入学および転入学を志願する者ならびに委託生、研究生および外国人留学生を希望する者は、別表第 2 による検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第 37 条 入学を許可された者は、別表第 3 による入学金を納付しなければならない。

(学生納付金)

第 38 条 学生納付金（以下「学納金」という。）は、授業料、教育充実費、施設充実費とし、学生は在学期間中、別表第 3 による金額を納付しなければならない。

第 39 条 聴講生、科目等履修生、研究生および外国人留学生については、別表第 4 による金額を納付するものとする。

2 第 22 条の 2 の教育職員免許状取得に関する授業科目を履修する学生については、別表第 8 に定める教職課程履修費を納付しなければならない。

第 40 条 納付金の徴収期において、納付困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出でてその許可を得なければならない。

2 猶予の期間は 3 か月以内とする。ただし、その年度を越すことはできない。

(休学期間の学納金)

第 41 条 学生が休学の許可を受けた場合は、学納金に変えてその休学期間中の在籍料として別表第 7 の金額を徴収する。ただし、特別の事由がある場合には、学長が在籍料を減免することが出来る。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第 42 条 学生が退学または除籍の場合は、その納期に属する学費は、納付しなければならない。

2 学生が停学を命ぜられた場合は、その停学期間中の学納金は徴収する。

(実務実習費)

第 43 条 平成 24 年度以前及び令和 2 年度以降に入学、編入学、転入学、再入学、転学部により薬学部の学生になった者は、別表 6 に定める薬局・病院の実務実習に係る費用を納付しなければならない。

(試験料)

第 44 条 追試験および再試験を受ける者は別表第 5 による金額を納付しなければならない。

第 45 条 既納の検定料、入学金はいかなる事由があっても返還しない。

第 10 章 除 籍、賞 罰

(除 籍)

第 46 条 学生が、次の各号の 1 に該当したときは、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 第 5 条に定める在学できる期間を超える者
- 2 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 3 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、または猶予期間が経過してもこれを納付しない者
- 4 死亡または長期にわたり行方不明の者

(表 彰)

第 47 条 学生が、他の模範となる行為のあった場合、教授会の意見を聴いて学長はこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 48 条 学生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったとき、教授会の意見を聴いて学長が教育措置を行う。

- 2 教育措置は謹慎、停学、および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する学生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の事由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱した者
 - (5) その他、学生の本分に反した者

第 11 章 職 員 組 織

(職員組織)

第 49 条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。また学長代理を置くことがある。

- 1 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 学長代理は、学長の職務を補佐し、学長から委任された業務を代行する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 講師は、教授および准教授に準ずる職務に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 事務職員は、事務に従事する。

- 1 1 技術職員は、技術に従事する。
- 1 2 その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

（基幹教員の定義）

第49条の2 本学における基幹教員とは、次の要件を満たす者（助手を除く）をいう。

- 1 教育課程の編成その他の学部運営について責任を担う者。
- 2 次のいずれかを満たす者。
 - （1）専ら本学の教育研究に従事し、かつ当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する者。
 - （2）1年間に付き8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者。

（基幹教員の配置基準）

第49条の3 本学の各学部における基幹教員の配置基準は、大学設置基準別表第1及び別表第2に基づき、次のとおり定める。

- 1 各学部において、収容定員に応じた基幹教員数を確保する。
- 2 基幹教員のうち半数以上は教授とする。
- 3 基幹教員の4分の3以上は専ら本学の教育研究に従事する者とする。
- 4 収容定員が別表第1および別表第2に定める数に満たない場合、その2割の範囲内で基幹教員以外の教員（助手を除く）を算入することができる。ただし、算入できる基幹教員以外の教員数は、基幹教員数の4分の1を超えないものとする。
- 5 複数の学部に属する基幹教員は、年間8単位以上の授業を担当する場合に限り、当該学部の基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

（基幹教員の責務）

第49条の4 基幹教員は、次の責務を負う。

- 1 教育課程の編成及び学部運営に参画すること
- 2 教授会、学部連絡会議、教務委員会その他の教育研究に関する重要な会議に出席し、意思決定に関与すること
- 3 本学の教育方針に基づき、適切な教育及び研究を行い、学修成果の評価を実施すること

（基幹教員の情報公表）

第49条の5 本学は、基幹教員の以下の情報を公表するものとする。

- 1 学位、専門分野、職歴、研究業績等の経歴
- 2 担当科目及び研究指導の実績
- 3 教育研究に従事する割合
- 4 クロスアポイントメントの有無及びその詳細
- 5 その他、教育研究の質を保証するために必要な情報

第 12 章 教 授 会

（教授会）

第50条 本学及び各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - （1）本学の将来構想、将来計画に関する事項

- (2) 教育研究の組織・体制に関する事項
- (3) 学則その他大学諸規程に関する事項
- (4) 学位授与に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 学部教授会から上申された事項
- (7) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項

3 学部教授会は、学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学に関する事項
- (3) 学生の単位認定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他、学部長が諮問した事項

4 教授会及び学部教授会は、前2項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 前各項に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(記 録)

第51条 教授会の議事は、学長の責任においてこれを記録し保存するものとする。

第 13 章 附 属 施 設

(図書館)

第52条 本学に附属図書館を置く。

2 図書館の管理運営については別に定める。

(薬用植物園・実験動物飼育施設及び中央機器室)

第53条 本学に薬用植物園、実験動物飼育施設及び中央機器室を置く。

2 薬用植物園、実験動物飼育施設及び中央機器室の管理運営についてはそれぞれ別に定める。

第 14 章 厚 生 保 健

(保 健)

第54条 本学に医務室および学生相談室を置く。

2 学生は毎年規定の健康検査を受けなければならない。

3 前項の検査の外、必要に応じ予防接種を受けなければならない。

4 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者および学業履修が困難と判定された者に対して、治療を命じ、または登学を停止し、あるいは、休学を命じることがある。

第 15 章 女 子 専 用 学 生 寮

(女子専用学生寮)

第55条 本学に女子専用学生寮を置く。

2 女子専用学生寮の管理運営については別に定める。

第 16 章 聴講生、科目等履修生、委託生、研究生、外国人留学生

(聴講生)

第 56 条 所定の科目について聴講を志願する者があるときは、学部の授業および研究に妨げのない限り、教授会の意見を聴いて学長が聴講を許可することがある。

(科目等履修生)

第 56 条の 2 本学において、授業科目につき履修することを志願する者は、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて学長が科目等履修生として入学を許可することがある。授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(委託生)

第 57 条 官庁または公共機関から委託生の願い出があるときは、本学学部の授業および研究に妨げのない限り、選考の上学長がこれを認めることがある。

(研究生)

第 58 条 本学において、特殊の事項について研究を希望する者があるときは、設備に支えない限り、研究生として学長が入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第 59 条 外国人であって、本学に入学を希望する者があるときは、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 入学許可を受けた外国人留学生は、本学の正規の学生としてすべての条項を適用する。

第 17 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 60 条 本学に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 18 章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第 61 条 本学は、第 1 条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は別に定める。

(学則の改正)

第 62 条 本学則の改正は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

(附 則)

- 1 この学則は昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この学則は昭和36年4月1日から施行する。
- 3 この学則は昭和36年10月20日から施行する。
- 4 この学則は昭和40年10月20日から施行する。
- 5 この学則は昭和42年4月1日から施行する。
- 6 この学則は昭和43年4月1日から施行する。
- 7 この学則は昭和48年12月15日から施行する。
- 8 この学則は昭和51年4月1日から施行する。
- 9 この学則は昭和52年4月1日から施行する。
- 10 この学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 11 この学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 12 この学則は昭和56年4月1日から施行する。
- 13 この学則は昭和57年4月1日から施行する。
- 14 この学則は昭和59年4月1日から施行する。
- 15 この学則は昭和60年4月1日から施行する。
- 16 この学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 17 この学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 18 この学則は平成2年4月1日から施行する。
- 19 この学則は平成3年4月1日から施行する。
- 20 この学則は平成3年7月1日から施行する。
- 21 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 22 この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 23 この学則は平成6年4月1日から施行する。
- 24 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 25 この学則は平成8年4月1日から施行する。
- 26 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 27 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 28 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 29 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 30 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 31 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 32 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 33 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 34 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 35 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 36 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 37 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 38 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 39 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 40 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 41 この学則は平成25年3月31日から施行する。
- 42 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 43 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 44 この学則は平成27年4月1日から施行する。

なお、第5条第2項及び第3項の規定は平成27年度入学生より適用する。

45 この学則は平成28年4月1日から施行する。

なお、第10条の規定は平成28年度入学生より適用する。

46 この学則は平成29年4月1日から施行する。

47 この学則は平成30年4月1日から施行する。

48 この学則は令和2年4月1日から施行する。

(1) 令和2年度から、令和4年度までの看護学部 of 収容定員は、この学則第4条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
80名	160名	240名

(2) 別表第3に示す学納金は、令和2年度以降の入学者及び編・転入学者から適用する。

49 (1) 第8条(休業期間の変更)については令和3年4月1日から施行する。

(2) 別表第3に示す学納金は、令和3年度以降の入学者及び編・転入学者から適用する。

50 この学則は令和4年4月1日から施行する。

51 この学則は令和5年4月1日から施行する。

52 この学則は令和6年4月1日から施行する。

53 この学則は令和7年4月1日から施行する。

(1) 別表第3に示す学納金は、令和8年度以降の入学者及び編・転入学者から適用する。

54 この学則は令和8年4月1日から施行する。

別表第2（検定料）

項 目	納 付 金 額
入 学 検 定 料 (共通テスト利用選抜)	12,000円
入 学 検 定 料 (その他の入試)	30,000円

別表第3(学生納付金)

項 目			納付金額(年額)		摘 要
			初年度	2年次以降	
薬学部	6年制	入 学 金	300,000円		
		授 業 料	700,000円	700,000円	4月及び10月に1/2を納入
		施設充実費	630,000円	630,000円	4月及び10月に1/2を納入
		教育充実費	330,000円	630,000円	4月及び10月に1/2を納入
	4年制	入 学 金	300,000円		
		授 業 料	800,000円	800,000円	4月及び10月に1/2を納入
		施設充実費	150,000円	300,000円	4月及び10月に1/2を納入
		教育充実費	150,000円	300,000円	4月及び10月に1/2を納入
看護学部		入 学 金	200,000円		
		授 業 料	1,000,000円	1,000,000円	4月及び10月に1/2を納入
		施設充実費	200,000円	200,000円	4月及び10月に1/2を納入
		教育充実費	300,000円	300,000円	4月及び10月に1/2を納入

※看護学部において、3年次以降保健師及び助産師課程に進学する学生に係る費用については別に示す。

別表第4

項 目	納 付 金 額
科目等履修生	1科目 50,000円
聴 講 生	1科目 10,000円
研 究 生	月額 10,000円
外 国 人 留 学 生	

※聴講生の納付金については、本学と高大連携協定を締結している高等学校の生徒に限り、徴収しないものとする。

別表第5（試験料）

項 目	納 付 金 額
追 試 験 料	1科目 1,000円
再 試 験 料	1科目 3,000円

別表第6(実務実習費)

入 学 年 度	実 務 実 習 費
平成20～24年度及び令和2年度以降	5年次 600,000円
	6年次 金額別示

別表第7（在籍料）

項 目		納 付 金 額（年 額）
薬 学 部	6年制	6 0 0 , 0 0 0 円
	4年制	4 0 0 , 0 0 0 円
看 護 学 部		4 0 0 , 0 0 0 円

別表第8（教職課程履修費）

項 目	納 付 金 額
教職課程履修学生	各学年につき 15, 000円

※学外での集中講座や実習活動および介護等体験や教育実習の費用、また、教育職員免許状の交付申請にかかる事務手続き費用等については、その都度、個人負担とする。